

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員とは、要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者とされています。

また、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者とされています。

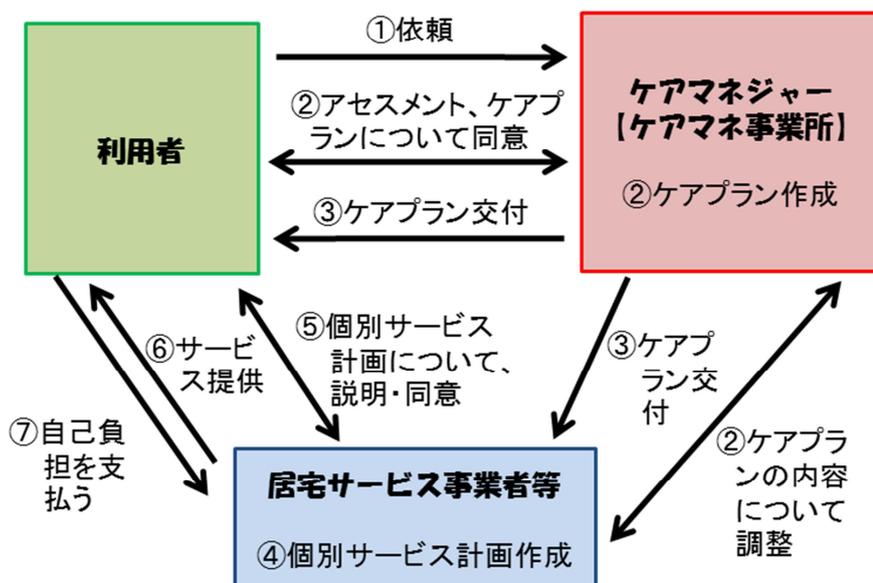
①業務内容

居宅における業務と施設などにおける業務に大きく分けられます。

（１）居宅における業務

要介護者や要支援者の人の相談を受け、ケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整や、入所を必要とする場合の介護保険施設への紹介などを行います。

居宅における業務の流れ（イメージ）



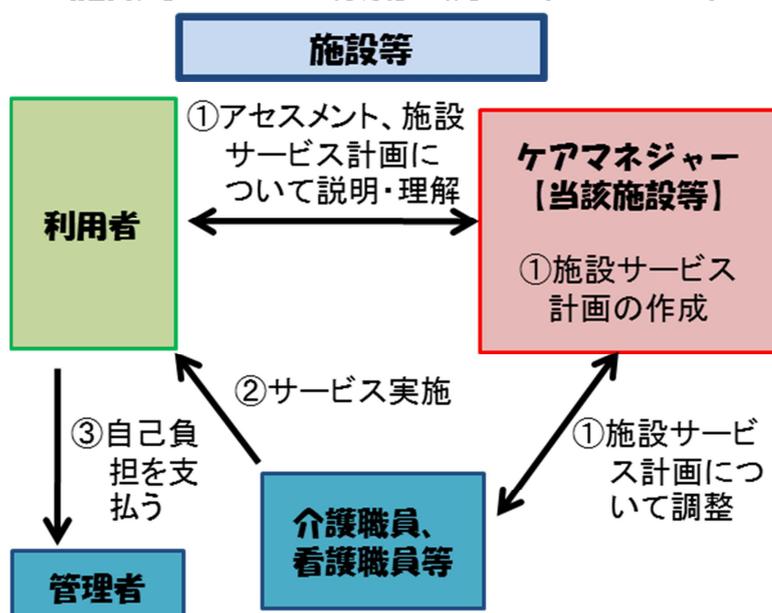
主に居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）で働いています。

(2) 施設などにおける業務

施設等のサービスを利用している利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、解決すべき課題の把握等を行った上で、施設サービス計画等を作成します。

*施設等では、施設サービス計画等に基づき、サービスを実施します。

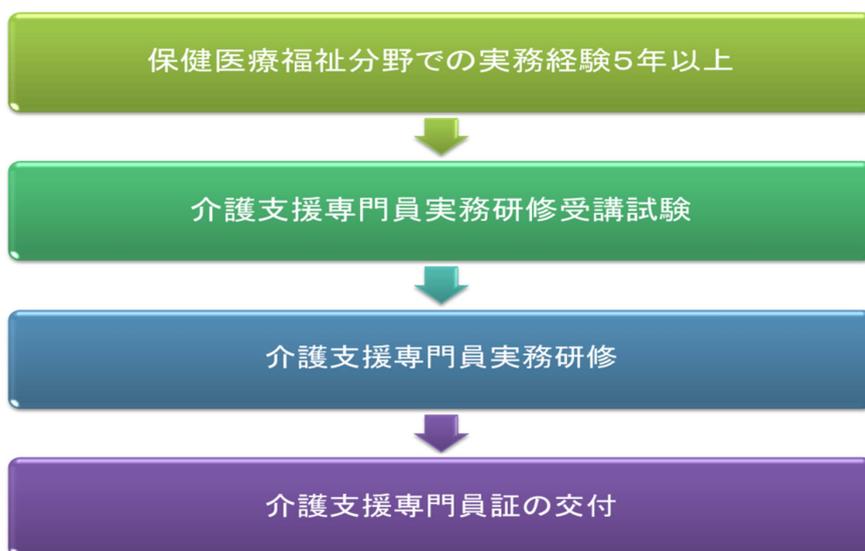
施設等における業務の流れ（イメージ）



主に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスで働いています。

②介護支援専門員になるには

保健医療福祉分野での実務経験（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）が5年以上である者などが、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了し、介護支援専門員証の交付を受けた場合に、介護支援専門員となることができます。



受験資格、研修の日程、合格後の手続きなど詳しくは勤務地の都道府県にお問合せください。